

入 札 公 告

高石市告示第 57 号

高石市建設工事に係る条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱（平成 25 年高石市告示第 73 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて、次のとおり入札に付す。

令和 7 年 7 月 2 日

高石市長 畑 中 政 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 南海中央線電線共同溝整備工事（2 工区）
- (2) 工 事 場 所 高石市東羽衣 4 丁目、5 丁目、7 丁目地内
- (3) 竣 工 期 日 令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 工 事 業 種 土木一式工事
- (5) 工 事 概 要 電線共同溝工、舗装工、仮設工
- (6) 予 定 価 格 ￥209,950,000.—（消費税・地方消費税相当額を含まない。）
- (7) 最低制限価格 ￥167,160,000.—（消費税・地方消費税相当額を含まない。）
- (8) 契約不適合責任期間 2 年
- (9) 支 払 条 件 竣工検査終了後、支払請求書を受領した日から 40 日以内に支払う。
前 払 金 契約金額の 40%の範囲内とする。
部 分 払 高石市契約規則（平成 7 年高石市規則第 3 号。以下「契約規則」という。）第 55 条の規定による。
- (10) 入 札 方 法 条件付一般競争入札（事後審査型）
- (11) 入 札 保 証 金 免除する。ただし、落札者が当市指定の期間内に契約を締結しないときは、入札書記載金額に 100 分の 110 を乗じた額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。
- (12) 設 計 受 託 業 者 株式会社森エンジニアリング 大阪支店
(大阪市淀川区西中島 6 丁目 1 番 3 号 アストロ新大阪第二ビル 3 階)

2 スケジュール

入札公告等の配布	令和 7 年 7 月 2 日(水) から
予定価格・最低制限価格の公表	令和 7 年 7 月 2 日(水)
入札公告等に関する質問	令和 7 年 7 月 2 日(水) から 令和 7 年 7 月 23 日(水)まで
入札公告等に関する質問の回答	令和 7 年 7 月 24 日(木)
入札参加申請書提出期間	令和 7 年 7 月 2 日(水) から 令和 7 年 7 月 25 日(金)まで
入札参加申請確認通知	令和 7 年 7 月 28 日(月)
設計図書等の販売	令和 7 年 7 月 2 日(水) から 令和 7 年 7 月 25 日(金)まで
設計図書等に関する質問	令和 7 年 7 月 28 日(月) から 令和 7 年 8 月 1 日(金)まで
設計図書等に関する質問の回答	令和 7 年 8 月 5 日(火)
入 札	令和 7 年 8 月 8 日(金) 午後 2 時 30 分

3 入札参加資格

入札参加資格は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 契約規則第 6 条第 1 項に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、その有効期間内にあること。
- (5) 高石市競争入札指名停止要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- (6) 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年高石市告示第 85 号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過している者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (10) 大阪府内に本店又は支店等があること。
- (11) 入札日において有効な経営事項審査結果の土木一式工事に係る総合評定値 P 点が 1,200 点以上の者であること。
- (12) 建設業法第 26 条に規定する監理技術者（土木工事業）を専任で配置すること。なお、当該配置する監理技術者は、入札参加申請のあった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- (13) 本工事の設計受託業者との関係が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 設計受託業者の発行済み株式総数の 2 分の 1 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 2 分の 1 を超える出資をしていること。
 - ② 設計受託業者に発行済み株式総数の 2 分の 1 を超える株式を保有され、又はその出資の総額の 2 分の 1 を超える出資を受けていること。
 - ③ 代表権を有する役員が設計受託業者の代表権を有する役員を兼ねていること。

4 入札公告等の配布

- (1) 期 間 令和7年7月2日(水)から
- (2) 配 布 方 法 高石市ホームページからのダウンロード。

5 入札公告等に関する質問と回答

- (1) 期 間 令和7年7月2日(水)から令和7年7月23日(水) 午後5時まで
- (2) 質 問 方 法 電子メールによる。
- (3) 回 答 日 令和7年7月24日(木)
- (4) 回 答 方 法 高石市ホームページへの掲載による。

6 入札参加申請

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加申請を行わなければならない。

- (1) 申 請 期 間 令和7年7月2日(水)から令和7年7月25日(金)まで
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。
- (2) 申 請 方 法 高石市総務部財政課(本館2階)に提出書類を持参(郵送不可)
- (3) 提 出 書 類
 - ① 条件付一般競争入札(事後審査型)参加申請書(様式第1号。使用印を押印のこと。)
 - ② 建設業法に基づく特定建設業の許可証明書(写し)
 - ③ 経営事項審査(写し)

7 入札参加申請確認通知

入札参加申請を受付けたときは、次のとおり入札参加申請の確認を行う。入札には、入札参加申請の確認において入札参加を認められた者が参加できる。

- (1) 確 認 通 知 日 令和7年7月28日(月)
- (2) 通 知 方 法 電子メールによる。
- (3) 確 認 事 項
 - ① 記載事項に不備がないこと、指定した書類が添付されていること、期日内にされたものであること、その他の形式上の要件
 - ② 有資格者名簿への登録の有無
 - ③ 特定建設業許可の有無
 - ④ 経営事項審査の総合評定値
 - ⑤ 指名停止措置の有無
 - ⑥ 入札参加除外措置の有無

8 設計図書等の販売

- (1) 販 売 期 間 令和7年7月2日(水)から令和7年7月25日(金)まで
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。

- (2) 販 売 方 法 市の指定する業者から購入

指定業者 名称 株式会社 カンブリ堺
住所 堺市西区津久野町3-33-23
FAX 072-266-0660

(注) あらかじめ指定業者に注文書をFAXの上、購入すること。

(注) 午前申込は翌日午前渡し、午後申込は翌日午後渡し

金額 CD販売・・・¥3,500.-

9 設計図書等に関する質問と回答

- (1) 質問期間 令和7年7月28日(月)から令和7年8月1日(金) 午後5時まで
- (2) 質問方法 電子メールによる。
- (3) 回答日 令和7年8月5日(火)
- (4) 回答方法 電子メールによる。

10 入札

- (1) 入札日時 令和7年8月8日(金) 午後2時30分
- (2) 入札場所 高石市役所別館3階 会議室311・312
- (3) 入札書 入札書は、当日配布する。本市届出印を持参できないときは、委任状（任意様式）及び代理人の印を持参のこと。
- (4) 記載金額 契約希望金額の110分の100（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）とする。
- (5) 工事費内訳書 入札者は、入札書の提出と同時に入札価格に対応した工事費内訳書（各内訳書の一式計上分、任意様式）を提出しなければならない。
なお、工事内訳書を提出しない入札者がした入札は、無効とする。
- (6) 落札候補者
 - ① 入札参加者のうち、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札候補者とする。
 - ② 落札候補者となるべき最低価格の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ抽選により落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。
 - ③ 入札参加者のうち、予定価格を上回る価格または最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。

11 落札候補者に係る審査

落札候補者について、次のとおり入札参加資格の審査を行う。

- (1) 審査書類 落札候補者は、次のとおり審査に必要な書類を提出しなければならない。
 - ① 提出期限 落札候補者決定日の翌日（翌日が休日（高石市の休日を定める条例（平成2年高石市条例第6号）第1条に規定する休日をいう。）のときは、翌日以降の初めての休日でない日）の午後5時まで。
 - ② 提出方法 高石市総務部財政課に持参
 - ③ 提出書類 入札参加資格審査申請書（様式第1号。使用印を押印のこと。）
添付書類 ・ 配置予定技術者調書（別紙1）
（コリンズに登録のない工事は、契約書（写し）を添付）
・ 配置予定技術者調書に係る監理技術者資格を証明する書類（写し）及び健康保険証等雇用関係を証明する書類（写し）
・ 誓約書（別紙2）
暴力団排除措置要綱第11条に基づく書類
・ その他必要と認める書類
- (2) 落札者の決定 落札候補者について審査した結果、入札参加資格があると認められるときは、落札候補者を落札者とする。
- (3) 入札の無効 落札候補者が第1号に規定する書類を提出しないとき又は審査の結果入札参加資格がないと認められるときは、落札候補者の入札は無効とする。この場合は、開札時に決定した次順位者を落札候補者として審査を行い、以降落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きを行う。

- (4) 通 知 方 法 落札者、落札候補者のうち落札者とされなかった者及び次の落札候補者となった者への通知は、電話又は電子メールにより行う。

12 契約の締結

落札者は、落札者の決定を通知した日から7日以内に所定の契約書により本市と契約を締結しなければならない。ただし、本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高石町条例第7号）第2条の規定に該当する契約であるので、議会の議決を得るまでは仮契約とする。なお、議会の議決があるまでの間に指名停止要綱による指名停止措置を受け若しくは同要綱別表の指名停止基準に該当することとなったとき又は暴力団排除措置要綱による入札等除外措置を受け若しくは同要綱別表の措置要件に該当することとなったときは、当該仮契約を解除する。この場合において、契約者に損害が生じても本市はその責めを負わない。また、契約者は、一切異議を申し立てることはできない。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入 札 保 証 金 入札保証金は、契約規則第13条第1項第3号の規定により免除する。ただし、落札後、契約締結に応じない場合は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じた額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金 契約者は、契約金額の100分の10に相当する金額の契約保証金を納めなければならない。この契約保証金は、現金又はこれに代わる担保とする。ただし、契約者が保険会社との間に当市を被保険者とする履行保証保険契約又は履行保証契約（履行ボンド）を締結し、その証券を提出したときは、免除する。

14 入札の中止

入札者が2名に満たないときは、入札を中止とする。

15 その他

- (1) 入札参加手続きに必要な費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟読し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令等の関係法令並びに契約規則、高石市競争入札心得（一般競争入札（事後審査型）用）（平成31年4月23日決裁）等を遵守すること。
- (4) 工事の一部を下請させる、または資材・物品等の購入、建築機械のリース、運送業務、警備業務等を調達する場合は、可能な限り高石市内に本店を有する業者（市内業者）への発注に配慮すること。

16 問合せ先

高石市総務部財政課

住 所	高石市加茂4丁目1番1号
電 話	072-265-1001 内線 2243、2244
電 子 メ ー ル	keiyaku-n@city.takaishi.lg.jp
フ ァ ッ ク ス	072-263-6116